

出入国在留管理庁では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、累次にわたり在留資格認定証明書の有効期間の延長措置を講じてきました。

この点、本年3月より、外国人の方の新規入国が再開され、外国人入国者数も堅調に増加傾向が見られる一方で、現在の延長措置に基づく有効期間の終期（本年7月31日）が近づいていることから、外国人の方の円滑な入国に支障が生じないようにするため、本年6月22日以降、同証明書の有効期間の取扱いを変更することとし、当該取扱いに係る広報資料を出入国在留管理庁ホームページに掲載済みですのでお知らせします。

【延長措置の概要】

<有効とみなす期間>

・作成日が2020年1月1日～2022年4月30日

→ 2022年10月31日まで

・作成日が2022年5月1日～2022年7月31日

→ 作成日から「6か月間」有効

※ 2022年8月1日以降に作成されたものは、作成日から「3か月間」有効です。

<その他>

・在留資格認定証明書の有効期間の延長措置については、現下の状況に鑑み、今次延長が最終延長となります。

・従前の活動から変更がないことを前提とする同証明書交付申請時の提出書類の簡素化については、2023年1月31日までの申請に限る取扱いとなります。